

大阪広域水道企業団議会公印規程をここに公布する。

平成23年 7 月 25 日

大阪広域水道企業団議会

議長 星原 卓次

大阪広域水道企業団議会規程第 2 号

大阪広域水道企業団議会公印規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪広域水道企業団議会において使用する公印の作製、管守及び使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類、寸法、文字、用途及び管守者は、別表のとおりとする。

(公印の作製、使用等)

第 3 条 公印の作製、使用等については、大阪広域水道企業団公印管理規程（平成22年大阪広域水道企業団管理規程第 1 号）の例による。この場合において、同規程中「総務課長」とあるのは「事務局長」と、「企業長」とあるのは、「議長」とそれぞれ読み替え、同規程第 9 条の告示を要する公印は、議会の印及び議長の印とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

番号	種類	寸法	文字	用途	管守者
1	議会の印	方 45 ミリメートル	大阪広域水道企業団議会之印	一般文書用	事務局長
2	議長の印	方 27 ミリメートル	大阪広域水道企業団議会議長之印	同	同
3	事務局長の印	方 23 ミリメートル	大阪広域水道企業団議会事務局長之印	同	同